

総合評価落札方式における受注者への罰則強化について

現在、本市では受注者が評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の罰則として、工事成績評定点を10点減点としているが、評価項目のより一層の履行の確保を図るため、次のとおり罰則を定めるもの。令和5年4月1日より適用。

- (1) 総合評価落札方式で受注した工事の工事目的物の引渡し後、4箇月の指名停止とする。
- (2) 総合評価落札方式で受注した工事の工事成績評定点を20点減点する。
- (3) 総合評価落札方式の評価項目に、「過去1年以内（または昨年度）に総合評価落札方式で受注した工事において評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の指名停止を受けていない。」を追加し、次回以降の総合評価落札方式で実施する工事の評価において該当する場合は評価点を1.0点減点する。

物品・役務の電子入札導入について

令和5年度より、物品・役務業務の一部の業種について、電子入札を導入するもの。

- (1) 対象案件：【物品】「事務用品」「教育用品」（全18業種中2業種）
【役務】「電算・情報処理」「公園樹木等管理」「廃棄物関係」
（全20業種中3業種）
- (2) 対象業者数：【物品・役務】市内97者（重複除く。第1～第3希望全者。）